特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	県税の賦課徴収等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・兵庫県は、「県税の賦課徴収等に関する事務」を行うため、「税務システム」を使用している。 ・税務システムに係る運用保守業務を外部業者に委託しているが，個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を作成し，外部委託業者に周知している。

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和8年11月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 主な業務は以下のとおり 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 2. 収納及び課税の情報による収納、還付・充当等を行う収納業務 3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理支援業務 4. 納税者の宛名情報（共通宛名、課税宛名）の管理を行う宛名管理業務
③システムの名称	税務システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ、国税連携システム、自動車OSSシステム（自動車保有関係手続のワンストップサービス）、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
税務システムデータベースファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第24の項及び第133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条の項及び第72条の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項及び第51条の項 ※情報提供は行わない	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財務部税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10-1　　078-362-3028 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4丁目18-2職員会館1階　　078-362-4161

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10-1　　078-362-3028

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーを要する事務手続きの際には、本人のマイナンバーカードによる番号確認及び身元確認や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報の税務システムへの登録 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）を施錠できる書棚に保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長　正垣　修志	税務課長　小田　博則	事後	人事異動
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長　小田　博則	税務課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅳ　リスク対策	ー	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年10月15日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税その他の地方税に関する法律及び地方法人特別税等に関する暫定措置法並びにこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する事務。 主な業務は以下の通り 1．納税者からの申告及び届出等による課税業務 2．収納及び課税の情報による収納、還付・充当等を行う収納業務 3．滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理支援業務 4．納税者の宛名情報（共通宛名、課税宛名）の管理を行う宛名管理業務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 主な業務は以下のとおり 1．納税者からの申告及び届出等による課税業務 2．収納及び課税の情報による収納、還付・充当等を行う収納業務 3．滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理支援業務 4．納税者の宛名情報（共通宛名、課税宛名）の管理を行う宛名管理業務	事後	法令改正による事務（税目）の追加
令和2年10月15日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	税務システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ、国税連携システム、自動車OSSシステム（自動車保有関係手続のワンストップサービス）、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	記載漏れの修正
令和2年10月15日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項　別表第一第16の項、第89の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一第16の項、第99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条の項	事後	法令改正による追加と削除
令和2年10月15日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 請求先	企画県民部企画財政局税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10-1　078-362-3028 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4丁目16-3　078-341-7711	企画県民部企画財政局税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10-1　078-362-3028 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4丁目16-3　078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和2年10月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	企画県民部企画財政局税務課	財務部税務課	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 請求先	企画県民部企画財政局税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10−1　　078−362−3028 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4丁目16−3　　078−362−4161	財務部税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10−1　　078−362−3028 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4丁目16−3　　078−362−4161	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画県民部企画財政局税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10−1　　078−362−3028	財務部税務課　神戸市中央区下山手通5丁目10−1　　078−362−3028	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年12月15日 時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年12月15日 時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生なし	発生あり	事後	事案発生による対応
令和5年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月15日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月15日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生あり	発生なし	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一第16の項、第99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第24の項及び第133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条の項及び第72条の項	事後	法令改正による追加と削除
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条7号　別表第二第28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条の項 ※情報提供は行わない	【情報照会】 番号法第19条第7号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項及び第51条の項 ※情報提供は行わない	事後	法令改正による追加と削除
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示･訂正･利用停止請求 請求先	総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4丁目16−3	総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通5丁目10−1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅳ リスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	―	十分である 　マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーを要する事務手続きの際には、本人のマイナンバーカードによる番号確認及び身元確認や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 　また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報の税務システムへの登録 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）を施錠できる書棚に保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更
令和7年1月24日	Ⅳ リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	―	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更
令和7年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅰ 関連情報 7．特定個人情報の開示･訂正･利用停止請求 請求先	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通5丁目10-1	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通4丁目18-2職員会館1階	事後	記載内容の変更
令和8年11月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年9月1日 時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年9月1日 時点	事後	時点修正